

令和 5 年 度
(2 0 2 3 年 度)

定 期 監 査 結 果 報 告

高崎工業団地造成組合監査委員



第235-2号
令和5年12月1日

高崎工業団地造成組合
管理者 富岡賢治様

高崎工業団地造成組合
監査委員 小泉 貴代子
監査委員 須藤 和臣

定期監査の結果報告について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和4年度における財務に関する事務の執行状況について定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

なお、同条第14項の規定により措置を講じたときは、その内容を通知してください。



第235-2号
令和5年12月1日

高崎工業団地造成組合議会
議長 柴田和正様

高崎工業団地造成組合
監査委員 小泉 貴代子
監査委員 須藤 和臣

定期監査の結果報告について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和4年度における財務に関する事務の執行状況について定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

監査結果報告書

第1 高崎工業団地造成組合監査基準への準拠

令和5年度定期監査は、高崎工業団地造成組合監査基準（令和2年高崎工業団地造成組合告示第3号）に準拠し実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第292条において準用する地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

第3 監査の期間

令和5年9月1日から令和5年10月19日

第4 監査の対象

高崎工業団地造成組合事務局

第5 監査の着眼点

監査にあたり、次のとおり主な着眼点を設定した。

1 予算の執行

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 執行手続きは適正か。

2 調定・収納事務

- (1) 調定額の算定、時期及び手続は適正か。
- (2) 徴収事務は適正か。
- (3) 現金取扱事務は適正か。

3 支出事務

- (1) 不経済な支出及び不適当な支出はないか。
- (2) 支出負担行為の時期は適正か。
- (3) 支払期限は守られているか。
- (4) 支払方法及び精算等の手続きは適時、適正か。

4 契約事務

- (1) 契約方法及び手続きは適正か。
- (2) 契約内容の履行確認は適正か。
- (3) 契約代金等の支払時期は適切か。

5 財産管理事務

- (1) 財産の取得及び処分の手続は適正か。
- (2) 財産の取得及び処分の相手、時期及び価格は適切か。
- (3) 違法又は不当な財産の管理はないか。また、違法または不当に財産の管理を怠っている事実はないか。

(4) 財産の貸付は適正か。

6 組合に事務局を置く団体の事務

(1) 職員の関与は適切か。

(2) 運営等は適切か。

(3) 公費の受け入れがある団体の繰越金の規模や内容は適切か。

7 基金

(1) 基金設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、确实、効率的に運用されているか。

(2) 基金の取崩し手続は適正に行われているか。

(3) 収支の記録は正確か。また、収支の計算に誤りはないか。

8 その他

(1) 施設の維持管理及び修繕、工事は適正か。

(2) 文書管理は適正か。

(3) 財務事務管理体制の点検・確認は適切か。

第6 監査の実施内容

監査にあたっては経済性、効率性、有効性等を検証するため、あらかじめ提出された資料を基に関係諸帳簿等の調査を行い、必要に応じて関係者に説明を求めた。

第7 監査の結果

監査対象となった事務については、是正及び改善を要する事項が見受けられた。

監査の際に見受けられた事務処理上の軽微な過誤等については、指導事項・口頭指導として文書もしくは口頭で指導したので記述を省略したが、これらのことにも十分留意し適正な事務処理に努めるよう望むものである。

結果については次のとおりであり、各指導区分の内容は次表のとおりである。

(指摘事項)

ア 合理的な理由のない分割発注は行わないこと

同一施工業者に発注した工事場所が近接した複数の工事で、工期が連続または重複していることから、一括発注すべき案件が散見された。合理的な理由なく少額工事の範囲に工事を分割した随意契約に該当するため不適切である。

| 指導区分 | 内 容 |
|------|---|
| 指摘事項 | 次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置の状況の報告を求める必要があるもの。 関係局長に対し文書で指摘し、かつ、公表する。 ① 法令等に違反すると認められるもの ② 予算の目的に反していると認められるもの ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められるもの ④ 事務処理等が著しく適切を欠くと認められるもの |

| | |
|------|--|
| | <p>⑤ 経済性、効率性又は有効性の観点から直ちに改善が必要と認められるもの</p> <p>⑥ 事務・事業の執行に当たり、遅滞なく、改善又は見直しが必要であると認められるもの</p> <p>⑦ 前回までの監査において、是正、改善、注意を求めた事項でそれらの実施、あるいは検討がされていないと認められるもの</p> |
| 指導事項 | <p>① 「指摘事項」に掲げる①から④の案件の内、軽微な誤謬等と認められるもの</p> <p>② 経済性、効率性又は有効性の観点から今後改善が必要と認められるもの</p> <p>③ 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められるもの</p> |
| 口頭指導 | その他軽微なもので、事務調査の段階で修正、改善等を指導したもの |